



元気にマジメに笑顔をつなぐ

# あゆみだより

2019年9月5日発行  
No.212



## あゆみだより212号 令和第1号

2019年、新元号の「令和」となり、街中のポスターからも、2020年の東京オリンピックが近づいていることが実感できます。

今年度あゆみでは、来年度より始める重症心身障害者通所事業、定員拡充に向けた準備の年でもあります。

色々な事が、あゆみの内外で動き、沢山の活気を得て、一緒に動いていきたいですね。令和元年度もよろしくお願い致します。

あゆみの家によこそ！入所式

桜咲く春！今年もあゆみの家に新しい仲間が3人増えました！  
皆で歓迎の歌をうたい、一緒に祝いました！



(写真：大原 令樹さん・山上 悠介さん・藤田 萌樹さん)

5月にも新しい仲間が  
加わりました！

(写真：西面 徳さん)



### 本号の内容

あゆみの家によこそ！入所式	1P
最近のグループ便り	2P～3P
あゆみの家は医療的ケアとどう向き合ってきたか？	4P～6P
魅力いっぱい！わが街、落合	7P
お知らせ	8P
佐藤所長のコラム	8P

## 温泉グループ♨

「今日は良い天気だねえ～！散歩に行こうか！」  
こんな声がグループリーダーから掛かると、「いいね～！  
行こう！」散歩が大好きな利用者が多い温泉グループ。  
天候が良い日は外出プログラムが増えます～！  
春はご近所の公園まで桜を見に行って、春風を感じながら、のんびり過ごし、皆で楽しいお喋りが弾みます。



(↑ピンクのあゆみの桜の妖精と一緒に…)

毎年綺麗な花で楽しませてくれる、中庭のあゆみの桜  
は今年も綺麗に満開！✿✿✿  
風もなく穏やかなお花見日和には、中庭で皆でお花見  
～！新しい仲間も入って記念撮影です。

## こだまXグループ

とにかくアクティブ！どんどん面白いことや楽しいことをやっちゃおう！アイデア豊富なこだまXグループ。



5月の顔合わせでは芸達者な支援員と利用者が昭和の  
白い漂う色々な人物に扮し、新入所者の藤田萌樹（もえ  
ぎ）さんとご家族に採点してもらっちゃうという斬新な  
企画！戦場カメラマンや皇后美智子様等…ぞくぞく登場  
で、あちこちで歓声が絶えない楽しい会になりました！



もえもえ審査員がジャッジ！

## あおぞらグループ

あおぞらグループは利用者も支援員もみんな仲良し！  
とても賑やか！元気いっぱい！あゆみの家で最多の14名  
の利用者で活動しています！

部屋では、テーブルを太鼓にして叩く音が響く中、闘  
西弁を操る支援員の冗談が飛び交っています。



利用者、支援者、共に音楽好きで歌声もよく聞こえ  
ます。特にあゆみの家に来る音楽ボランティアや、  
ミュージックセラピーを楽しみにしています。

医療的ケアの必要な方から歩行できる方までいます  
が、それぞれの個性を發揮しながら皆で一緒に活動し  
ています。

## 最近のグループ便り サンサングループ

### 《こだわりの雰囲気作り》

森の妖精さんが毎週森から癒しを届けに来てくれま  
す。『グリーン』みどりをテーマに支援員は専用の癒し  
グッズ（グリーンユニフォーム）を着用。部屋内は森林  
をイメージした装飾、BGMでも癒しの空間作りを行い、  
視覚からも利用者さんに伝える事に努めています。妖精  
に妥協なしですね！



癒しの空間ですね～

### 『足浴＆フットマッサージ』

サンサングループでは、今年度から新プログラムに取  
り組んでいます。それは、『足浴＆フットマッサージ』です。

### 《どんな感じで行ってるの～？》

足浴を10分行い、血行の良くなった足にマッサージ  
を行っています。最後にホッカホカのホットタオルで顔  
や手を温めています。



私は森の妖精です！  
アロマの力を使い  
皆様が気持ちよく  
過ごせる  
お手伝いをします

森の妖精さん  
今週もありがとう～

森の妖精による足浴＆フットマッサージ  
曜日：毎週金曜日  
時間：AM11時～



# あゆみの家は医療的ケアと どう向き合ってきたか？

新宿区立障害者センター館長  
矢沢 正春  
(前あゆみの家所長)

令和になって早々の5月13日、私が館長をしている障害者福祉センターと肢体不自由児者父母の会が共催で「医療的ケア児と短期入所」と題する講演会を開催しました。講演の冒頭で、講師が我が国では小児医療の進歩により医療的ケアが必要な子供たち(医療的ケア児)が急速に増えているとお話をありました。最近10年程のあゆみの家と医療的ケア児数の推移をみると…

2007年	2012年	2016年
8,438人	13,488人	18,272人
あゆみの家は 区の直営時代	あゆみの家が 民営化される	所長交代の 前の年

区の直営時代から10年間のこの変化をどう考えて、医療的ケアに向き合うのか、私の所長時代の最後の仕事はこの課題と向き合う道筋を作ることでした。その時思い出したのは所長に就任した際の保護者会への約束でした。「区直営時代の良いところは今後も継承します。その基礎の上に時代の変化や将来を見据え、必要な対応策を講じます。」

## 第3号研修が必要になった背景

※

※下線部の詳しい説明は文末にあります。

介護職員向けの医療的ケア第3号研修や東京都の補助金を活用した「重症の心身障害者通所事業」は、私の所長時代に区に提案をして始めましたが、このふたつは同時進行で進めたわけではなく初めに第3号研修で環境を整えてから「重症の心身障害者通所事業」を取り入れていこうという考え方で進めることにしました。

元はと言えば、第3号研修は、あゆみの家より法人が運営していた2か所の福祉ホームの方が必要に迫られていました。あゆみの家の運営受託の5年前から法人は毎年、新宿区に対して「重度障害者のための訪問看護事業所」の開設を要望していました。福祉ホームの入居者は、昼間は看護師のいる通所先で過ごしますが、ホームは入居者10名に対して年間1600万円程度の補助金と利用者負担(家賃)で賄っていたので看護師を雇用する財源がありませんでした。ホームには既に医療的ケアが必要な方がいて、他に医療的ケアに移行する予定の方もいる中で「重い

障害があっても地域で暮らすこと」を保障するには医療職の協力が不可欠でした。看護師を確保できない時にはベテランの介護職員が対応する他ないわけですが、法律的には介護職員が医療的ケアに関与できる制度がなかったので違法行為になってしまいうる問題を抱えていました。(特別支援学校は平成17年に「医療的ケア実施体制整備事業」が国によって示されて学校の先生が合法的に医療的ケアに関与できるようになりましたが、通所施設については未整備のままでした。) 法人としては今後の運営を考えると1日も早く看護師を安定的に確保する必要がありました。しかし、新宿区の回答は毎年同じで「予算がない、先例がない、国や都の動向を見る」という素っ気ないものでした。

私は、あゆみの家の所長になる前に障害者センターの館長を2年。その前は就労支援が15年程だったので医療的ケアのことは何も知りませんでした。「そういう人は病院の院内施設か在宅だろう。かわいそうだけどしかたがない」という認識でした。当時、障害者センターにも福祉ホームの入居者がいて医療的ケアが必要になった場合には、利用資格を失ってセンターに通えなくなり、さらにホームから退居になる可能性もあることがわかりました。

また、特別支援学校の実習生で卒業後の進路先にセンターの通所施設を希望している方も利用不可でした。この方は短期入所の利用も希望していましたが、医療的ケアがあるので利用不可でした。たまたま私の旧知の子で小学校の頃から元気で行動的な子でした。「区の決まりごとだから。」という説明に「ケアの内容や頻度を検討もしないで、門前払いのように一律ダメというのは納得できない。」という親御さんの反論に「そうだよなあ」と思いながら「決まりだから。」としか言えなくて申し訳なくて、情けない思いをしました。「医療的ケアって何?何とかしなければ…。」と最初に考えたのはこの頃です。

そこで、本人が元気でケアの手順や手技も簡単な方から段階的に受け入れできないものかと考えて福祉ホームの訪問医、あゆみの家の保護者、センターの看護師を集めて意見交換会を行いました。特別支援学校の「医療的ケア実施体制整備事業」の資料も取り寄せました。あゆみの家の「医療的ケア実施要綱」

も初めて読みました。正直なところ医学用語が多くてよくわかりませんでした。とにかく基準や手順、職員配置等、体制を整備しないと先に進めないことはわかりました。陽の目を見ませんでしたが障害者福祉センター版の要綱案を作りました。



## 医療的ケア体制支援事業の実現

同じ頃、障害者向け「訪問看護事業所」構想が動き始めました。高齢者福祉で地域包括ケアや医療的ケアの取り組みが加速化してきました。健康部で勤務経験のある課長が障害者福祉課に異動してきて「地域包括ケアの障害者版、高齢者の障害者化と障害者の高齢者化」の視点からこの構想に理解を示して、財源も都の補助金の導入に動く一方で、障害者団体には具体的な事業化（仕組みや予算、担い手）の提案を求めてきました。福祉ホームの責任者だった今井さんと相談して「訪問看護事業者の連携・協働による24時間医療的ケア提供システム」の提案書を出しました。この提案を受けて区は平成24年度の新規施策に「障害者施設に対する医療的ケア体制の充実」を掲げました。

区は事業目的について「福祉ホーム等の施設利用者に対して、訪問看護事業所に委託し、たんの吸引等の医療的ケアを実施するとともに、各施設の介護職員に対して研修等を通して医療的ケアに関する知識、技術の習得を図っていくこと」と説明しました。また、事業内容は、①看護師派遣による医療的ケアの実施及び職員への実地指導 ②介護職員に対する集合研修 ③介護技術の向上を図るためのマニュアル整備の3つをあげました。②の具体的取り組みが第3号研修です。さらに事業効果として2つの点を強調しました。①障害者施設において医療的ケアが必要になった場合でも、退所することなくサービスを継続して受けることができる。②医療体制が整備されていないことで入所や通所を断念していた障害者が希望に合った施設でサービスを受けることが可能になること。

問題はこの事業を引き受ける事業所があるかどうかでした。また、それを取りまとめて指導する医師がいるかどうか。この難問を引き受けてくれたのは法人の福祉ホームや在宅障害者の訪問医療に取り組んでいた医師でした。その先生経由で20カ所くらいの訪問看護事業所に「この指とまれ！」と声をかけてもらいましたが協力を申し出たのは2カ所でした。当初から単体では受けないだろうと予測していたので基幹事業所と複数の事業所による共同事業体方式を提案しました。名称は「新宿区障害者施設

医療的ケア体制支援事業共同事業体」と命名されました。

協力を申し出た2つの訪問看護事業所は本業も大変な中で火中の栗を拾うことになり、こちらは感謝の思いで一杯でした。私は、「この共同事業体の協力を得て仕事をすることになったら協働のパートナーとして、お互い足りないところがあったとしても、新宿区を『重い障害があっても地域で暮らす』ことが当たり前と誰もが認める地域にするために、精一杯協力しようと思いました。（後に第3号研修を事業体にお願いしましたが、事務がとても煩雑だったので日程調整や受講者情報の整理、研修記録の作成等、こちらでできることは極力引き受けることにしました。）

この事業は、先例がなかったので1~2年目は宿泊型の福祉ホームを対象に実施して、2~3年後にあゆみの家やけやき園、シャローム等の通所施設に徐々に拡大する計画でした。私は、あゆみの家は区立だったので真っ先にこの事業を通じて体制整備を進めるべきだと思いました。民間に比べて職員配置等で恵まれているからという理由もありましたが、それ以上に医療的ケアでは、あゆみの家は先進的な取り組みをして保護者の期待に応えてきた素晴らしい歴史があるという理由からです。



## 命が先か、生活が先かの問い合わせ

実は、この原稿を頼まれて改めて「あゆみの家医療的ケア実施要綱」を読んで驚いたことがあります。要綱の第2条には「経管栄養、吸引…」等、6つのケア内容が例示されていますが、これらのケアは「医療目的でなく生活の援助を目的として」実施すると明記されています。

「医療的ケア」なのだから文字通り、生命や身体機能の維持・向上、つまり医療とリハビリが第一の目的ではないのか。何故、わざわざ「医療目的でなく」と断りを入れて「生活の援助を目的として」実施すると明記したのか。ここには利用者、保護者、職員、行政、それぞれの思いが反映されているのか？当時を知る人たちに聞いておけばよかつたなあと思います。（今からでも聞けますが…）

しかも新宿区の要綱は、平成17年に特別支援学校で「医療的ケア実施体制整備事業」が始まる3年前の平成14年施行です。これって先進的で素晴らしいことだと思いませんか？医療的ケアが必要な児童・生徒が卒業後に成人となつても切れ目のない支援が得られる、ライフステージに応じた支援を受けることを可



能にしたわけです。それも医療型モデルでなく、利用者の生活と社会参加を支援する上で必要不可欠な支援として位置づけているのです。医療的ケアを実施する通所施設の役割は、通所者が様々な日中活動、生活支援のプログラムに参加して、その人らしい生活が送ることができるように支援をすることにあります。だから医療的ケアが必要になったからという理由で通所日数が削減され、プログラムの参加も除外されてしまうのは本末転倒ということになります。

医療的ケアが必要なったことをどう評価するのか。それだけ障害程度が重症化して健康面の不安が増して、事故のリスクが高くなるのだから健康管理で安全・安心に万全を期す必要がある。リスクを最小限にするために本人やご家族に、従来どおりの利用は難しくなって制約や制限が生じてしまうことを丁寧に説明して理解を求める必要があるということになります。安全・安心が何より優先されて、専門職や指導医の増員配置、緊急搬送先の病院の確保、リスク回避のための利用制限に関するルール作りの作業が必要だろうという話になります。例えば、合宿の参加はとてもリスクが高いので無理だろう。何とか参加させたい職員は「事前に何カ所か緊急搬送先の病院を確認しておけばどうだろう」「保護者に常に連絡の取れる状態にしてもらい体調急変時は、その時点で中止にして迎えに来てもらえばいい」などの提案をします。「そんな都合よく病院があるわけないし、たらい回しにされる恐れもある」とか「道路渋滞で迎えが大幅に遅れるかもしれない。電波の関係で連絡がつかないことだってある」など心配したらきりがありません。本人のため、みんなのためにリスクを完全に排除しようとするなら医療的ケアの通所者は参加不可にするか、近場で宿泊をしない“合宿”、あるいは保護者が同伴か待機した合宿はどうかという話になっていきます。

一方、医療的ケアが必要なったことを前向きに考えることができます。特別支援学校で医療的ケア実施体制整備事業が始まった2年後に障害者施設医療的ケア研究会が、次は成人の施設で体制整備を進めよう!ということで、都内で医療的ケアを実施していた通所施設の調査を行い、医療的ケア導入による効果について聞きました。それによると、①在宅生活から施設通所になって日中プログラムに参加できるようになった。②外出の機会が増えて体調がよくなった。③家族以外の人との関わりが増えて生活の質と意欲が向上した。④栄養状態や健康状態が良くなった。食事中のむせで苦しむことがなくなった。⑤本人の社会参加が進ん

だことで家族の安心感が増した。このような見方をすると医療的ケアになることでむしろ重度・重症の障害者が社会的に排除されずに、社会参加の道が開かれて生活の質を高める有効な支援ツールになることがわかります。このような考え方立つ場合でも安全・安心のための体制整備や職員の技術の向上、関係者の連携が必要であることに変わりはありません。何のため、誰のための医療的ケアなのかを考える場合、医療的ケアの積極的な側面に目を向けることが大切ではないかと私は思います。

医療のド素人の私がこんなことを言うと健康や命を守ることが使命の医師や看護師等、医療職の人達に「命を軽視した無責任な屁理屈だ。危険な管理者だ」と叱られると思います。健康に最高の価値を置く人、踊りや歌に価値を置く人、冒険に価値を置く人、お金を稼ぐことに価値を置く人、のんびり生きることに価値を置く人、本当に色々です。健康第一だから踊るな!歌うな!冒険するな!…と規制されたら生きがいを失って健康を害してしまうこともあります。(87歳の登山家・三浦雄一郎氏に「年齢や健康のことを考えたら登山は自殺行為だから禁止する」と宣告したら、たちまち生氣を失い老け込んでしまうでしょう。) 医療的ケアやリスクについて議論をする時にお互いの価値観の違いや意見の違いを理解して議論を進めるのはとても難しいことでした。さらにリスクの話になると怒りや恐怖の感情も入り込んで冷感な議論が難しくなることも珍しくありません。結局、私は医療的ケアやリスクに関するコミュニケーションを上手に進める方法を見つけることができませんでした。

◆ 続きは次号に続く

※次号も矢沢さんより【あゆみの家は医療的ケアとどう向き合ってきたか?】を掲載いたします。

#### ※下部研修とは

平成24年4月から、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医師の指示、看護師等との連携の下において、安全確保が図られていること等、たんの吸引等に関する知識や技能の研修を修得した上、一定の条件の下で『たんの吸引等』の行為を実施できることになりました。

#### 〈たんの吸引等の範囲〉

この制度で対象となる範囲は、たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)、経管栄養(胃ろう又は膳ろう、経鼻経管栄養)です。

#### 〈研修の種類〉

実際に介護職員等が実施するのは研修の内容に応じ、上記行為の一部又は全部で、分類は以下の通りです。

1号研修：今回対象となった行為すべてを行うもの。  
ケアの対象者を特定しないでできる。

2号研修：対象者を特定しないでできるが、対象となる行為は、  
気管カニューレ内吸引、経鼻経管栄養を除く。

3号研修：ケアの対象者を特定の個人に対して行うための実地研修で  
1号、2号に比べて短期間で修了できる。

# 鰻屋『たま川』

あゆみの家から徒歩3分。  
あゆみ職員ご用達の『たま川』を今回はピックアップ～♪



## 昔ながらの佇まいのある店構え

創業から夫婦二人三脚で、今年でなんと55年目!!  
二人の息の合った様子はだてではありませんね。  
忙しい中でも優しく店のことを話してくれました。

写真右のご主人は、玉川良一（たまがわりょういち）さん。  
左は奥様の征子（せいこ）さん。

## たま川情報コーナー

### 1. 店名の由来

創業は居酒屋『みはる』でスタート。良一さんのお母様の名前との事。鰻屋に変わると現在の『たま川』に改名。もちろん苗字の玉川にちなんでですね～

### 2. 店の看板メニュー

聞くまでもなく『うなぎ』ですね!うなぎは時期によっては出せないので、酒のつまみは、50種類以上!季節の素材を活かしたメニューもお勧めとの事。ちなみに取材させてもらっている野中が好きなメニューはネギ入り卵焼きと生ビールですね。～(笑)

### 3. 地域の変化について

『電車が通り、スーパーやコンビニエンスストアが増えてどんどん便利になっているね。お店に来る人の流れは少なくなっている。時代の流れかな。～泣』

### 4. あゆみの家に思う事

『定期的に来てくれる職員がいて嬉しい。あゆみの家の事は詳しくは知らないが、きっと大変な仕事であると思う。今後も頑張ってほしい。』



職員・運転手さんご用達～!

### 5. お店の今後について

良一さんは、今年の4月末に腰の手術をしたばかりで、現在は定休日を1日増やし、体調を考慮しながら営業しています。『今後は頑張れる限り夫婦でやっていきたい。いつまでやれるかわからないけど。(笑)』  
冗談も言う気さくな良一さんでした。

※『』は良一さん談です。



店内は良一さん直筆メニューがいっぱい

## 鰻屋『たま川』

定休日：毎週（日・月）  
営業時間：PM17時～21時  
住所：新宿区西落合2-10-19

お知らせ

## 改修工事のお知らせ 改修工事がございます。

●工事に伴い今年度のあゆみ祭は中止とさせていただきます。ご理解ご協力の程、どうぞよろしくお願い致します。

### ●工事期間

令和元年10月～令和2年2月

(11月18日～12月末頃は仮施設に移転します)

※短期入所は通常通り行います。



## ボランティア募集中

### ●平日活動できる方

レクリエーションや創作活動、散歩等の日中活動のお手伝いをお願いします。

### ●土曜日に活動できる方

土曜日の活動(土曜ケアサポート)で日中活動のお手伝いをお願いします。

### ●活動時間

9:30～15:30頃でご相談の上、決めさせていただきます。見学は、いつでも歓迎します。

●電話番号：03-3953-1230

## 草木の先生

夏の暑い空気の中、草木がしっかりと枝葉を伸ばして、陽を受け呼吸をしています。

今まで、ホースが届かず、水やりが出来なかつたつじが、今年は長いホースで水を上げられる様になって、長く沢山の花を咲かせました。

アジサイも、根本を整えて水を上げると、みずみずしい葉を開き、梅雨空に青・赤紫の花を咲かせていました。

放置すると、雑草が生え、蔓が巻き付き、元気がなくなってしまいます。それに合った日当たり、土、水の量を整えると、葉は生き生きとして、茎はしなやかに風を受け、やがて、きれいな花を咲かせます。その姿を見て嬉しい驚きを受けています。

そんな、草木に触れているうちに、人もそうなのかと思う様になりました。環境を整え、適切に声をかけ、必要な箇所

に手を添えて、適度な間わりを続けられたら、自らの持つ可能性を開花することができるのではないか。

今、自分は、仕事・プライベートにおいても、芽を伸ばす適切な間わりが出来ているだろうかと自問自答してみますが、全然です。いつも助けられてばかりで、私は宿り木の様なものでしょうか。

今後も、沢山の先生方に教えを請いながら、人との信頼関係を築いていく様にしていきます。

ちなみに、哲学堂公園は、次回にもお伝えしたいと思いますが、東洋大学の創始者井上円了先生が、考える楽しさを具現化しようと池、散策路、石像、建物を配置して、宇宙觀を作りだしたと聞いています。

このように、あゆみの家も近所の方、通りがりの方、関わりのある方が、見て触れて、楽しさと活気が伝わるような施設にしたいですが、その為には、まず草むしりと水やりですね。

## 佐藤のコラム